

令和6年度定期監査
及び行政監査に係る
結果報告書

阿見町監査委員

1. 監査の実施日及び場所

- ・ 令和6年11月20日 阿見町立阿見中学校防災倉庫
 阿見町役場 第101会議室

2. 監査のテーマ

- ・ 阿見町における防災倉庫の備品・消耗品管理と備品購入時における契約事務について

3. 監査の種類及び範囲

- ・ 定期監査 令和6年度における町の一般会計予算に係る予算執行等の状況
- ・ 行政監査 実施日時点における防災備品管理等の状況

4. 監査の対象

- ・ 阿見町役場 町民生活部 防災危機管理課

5. 主な監査項目

- ・ 備品及び備蓄品の管理(購入、保管及び更新・廃棄処理)は適正に行われているか
- ・ 備品台帳の作成及び更新は適正に行われているか
- ・ 備品の保管環境は適切か(現場視察含む)
- ・ 備品購入時の予算見積り等のほか、町の一般会計予算に係る契約行為等の事務は適正かつ厳格に行われているか

6. 監査の実施方法

- ・ 定期監査 町の執行予算のうち、一般会計予算に係る予算要求、契約事務等の状況について担当者に聞き取り調査を行った。
- ・ 行政監査 各防災倉庫に保管し、管理する備品及び備蓄品に関し、その取得・保管・更新・廃棄等の管理状況について、現況を視察するとともに、備品管理台帳その他の必要書類の確認のほか、担当者に聞き取り調査を行った。

7. 監査の結果

定期監査及び行政監査の具体的な監査内容及びその結果は、次のとおりである。

・定期監査

(1) 予算編成時における諸手続きについて

地方公共団体における予算の編成は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」)の規定に基づき行われる。本町においては、これに加え、阿見町財務規則(平成3年阿見町規則第8号。以下「財務規則」)により、必要書類その他の詳細を定めている。

予算は、一の会計年度における一切の収入支出を編入しなければならず(法第210条)、次の会計年度においてあらかじめ実施が見込まれる事業に関する予算(当初予算)と、会計年度の途中に発生した予期せぬ事業に対し緊急的に必要となった予算(補正予算)に大別される。

また、いずれの場合においても、予算の成立に当たっては議会の議決を要するものとなる(法第211条)。

本町における当初予算編成事務を図表によって示すと、次のようになる。

【当初予算編成における大まかなスケジュールと事務内容】				
時期	事業主管課	財政課	首長	議会
10月頃		予算編成方針の通知		
10～11月	予算に関する見積書の作成及び財政課への提出	見積書に基づく予算の調整及び査定		
1月頃		予算案の作成・提出	予算案への決裁	
2月上旬			予算案の内示	
3月上旬			予算案の議会への提出	予算案に対する審議
3月下旬	議会において議決・予算成立			

※補正予算の場合であっても、概ね同様の過程を経ることとなる。

このように、予算の編成における事業主管課の役割は、予算として編成する収入支出の額が適正であることを証するための見積りに関する書類の作成が主たるものとなる。

これらの書類にどのようなものがあるかについては、財務規則第8条によって、次のように定められている。

(予算に関する見積書)

第8条 各課等の長は、前条の予算編成方針に基づき、その所掌に属する翌年度の予算の見積りに関する次の各号に掲げる必要な書類(以下「予算要求書」という。)を作成し、別に指定された期日までに財政主管課長に提出しなければならない。

- (1) 歳入予算見積書
- (2) 歳出予算見積書
- (3) 継続費設定(見積り)書
- (4) 繰越明許費設定(見積り)書
- (5) 債務負担行為設定(見積り)書
- (6) 地方債設定(見積り)書

2 各課等の長は、その所掌に係る次の各号に掲げる必要な書類を作成し、前項各号に掲げる書類とあわせて提出しなければならない。

- (1) 既に設定された継続費の支出状況説明書
- (2) 既に設定された債務負担行為の支出額等説明書

3 財政主管課長は、前2項に規定する書類のほか、必要に応じ、別に予算編成に関する資料を提出させることができる。

上記のうち、第1項第1号及び第2号に掲げる書類は、作成が必須となるものとなり、同項第3号から第6号に掲げる書類並びに第2項及び第3項に掲げる書類については、該当する収入支出がある場合に必要となるものである。

本監査において、これらの書類の作成と、当該作成に必要な参考見積の徴取方法について聞き取りを行い、いずれも適正であることを認めた。

(2) 予算執行に係る契約事務について

地方公共団体における契約事務は、予算編成と同様、法と令による規定に基づき行い、加えて阿見町契約規則(平成12年阿見町規則第1号。以下「契約規則」)により、詳細の事務について定めている。

原則として、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法のいずれかにより締結するものとされ、特に後者3種類の方法については、令で定める場合に該当するときに限り可能なものとなっている(法第234条)。

地方公共団体の公金の適切な支出のため、契約金額はできる限り抑え、公金の使途の透明性を担保するためにも、原則一般競争入札とすることが望ましいが、令第167条から第167条の3によって、例外を定めているものである。要旨をまとめると、それぞれの契約方式が可能である条件は、次のようになる。

【指名競争入札】

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

【随意契約】

- (1) 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- (3) 障害者支援施設等で作成された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。
- (4) 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度に入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

【せり売り】

- ・動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているとき。

これらの定めに基づき、地方公共団体は契約の締結を行い、違法な公金の支出が行われないようにしている。

なお、法及び令に基づき、市町村によって定められた基準を上回る契約や財産の取得については、議会の議決を要する必要がある。

本町においては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年阿見町条例第13号)により、議会の議決を要する契約等を定めている。具体的な定めは、次のとおりである。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

本監査では、当該契約手続きに関し、一般競争入札又は指名競争入札で原則契約を締結しているかどうか確認し、指名競争入札のものについては、その理由が正当なるものであるか、聞き取り及び書面による監査を実施したものである。

監査の結果、いずれの手続きも正当なものであり、公金の使途の透明性が担保されていることを確認した。議会の議決を要するものも、近年においては発生しておらず、平成24年に防災倉庫を導入した際に議案として上程したもの以降の懸案は発生していない。

(3) 契約履行及び物品検収について

契約の締結後、その契約の履行の確保と契約により受ける給付の完了確認のために、地方公共団体の長はその契約の監督又は検査をすることとなる(法第234条の2)。

この監督又は検査の方法は、監督にあつては立会い、指示その他の方法によって行うものとされ、検査にあつては書類によって行うものとされている(令第167条の15)。

このうち、物品等の購入に関しては検査を行うこととなり、これらの詳細は契約規則によって次のように定められている。

(検査)

第43条 町長は、次の各号の一に掲げる理由が生じたときは、職員に命じ職員以外の者に委託して当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約相手方から給付の完了の通知を受けたとき。
- (2) 給付の完了前に、契約の相手方から、出来高に応じ代価の一部の支払を求められたとき。
- (3) 物件の一部の納入があったとき、又は契約による給付の一部の引渡しが行われたとき。
- (4) その他検査の執行が必要と認められたとき。

2 前項の規定による検査を行う者(以下「検査職員」という。)は、契約の履行状況について契約書、仕様書、設計図書、図面及び納品書等に基づき、その内容を検査しなければならない。この場合において、必要に応じ契約の相手方又は監督職員の立会いを求めるものとする。

3 前項の場合において特に必要があると認めるときは、一部を破壊し、若しくは分解し、又は試験をして検査を行うことができる。この場合において、検査又は復元に要する費用は当該契約の相手方が負担するものとし、町長はこの旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

4 検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認められるときは、契約の相手方に必要な措置をとることを求めなければならない。

5 前項の規定により、契約履行の不備に対する措置を求めたときは、第2項の規定の例により再検査をしなければならない。また、その経過について、第46条の規定により作成する検査調書の備考欄に記載しなければならない。

(検査調書の作成)

第46条 検査職員は、第43条に規定する検査の結果、給付の完了が確認されたときは、工事請負等にあつては、竣工検査調書、又は出来高検査調書、物品等の購入にあつては物品等検収調書を作成しなければならない。ただし、委託業務、修繕工事にあつては契約金額が10万円未満のものについては、関係帳票類にその旨を記録することによって、これを省略することができる。

契約規則に基づき、物品等の購入にあつては、書類検査を行ったのち、検査調書として物品検収調書を作成することで、その契約の履行の確保及び給付の完了を確認するものとなる。

本監査では、全ての契約案件の確認は難しいため、直近の3契約について、その契約前の起工起案、契約締結後の書類、納品後の検査の手法が適正であるか確認を行った。確認した契約は、次のとおりである。

- (1) R04避難所用布団セット購入
- (2) R04防災備蓄品購入
- (3) R04避難所用資器材購入

監査の結果、結果3契約とも、諸手続きの書類は備えられ、その後の検査も良好であることを確認した。いずれも指名競争入札によるものであるが、防災倉庫に備蓄すべき保存食に係るものであったり、収納性や耐久性を求められるものであったり、取り扱う物品の特殊性から業者が限られていることをあわせて確認した。

・行政監査

前提として、本件監査における「備品等」とは、法第239条に定められる「物品」のうち、財務規則第243条で定める「備品」及び「消耗品」のことを指す。それぞれ法と財務規則における規定ぶりは、次のとおりである。

【地方自治法】

(物品)

第239条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。

- (1) 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (2) 公有財産に属するもの
- (3) 基金に属するもの

(物品の分類)

第243条 物品は、その状況により次の各号に掲げるとおり分類するものとし、区分の基準は当該各号の定めるところによる。

- (1) 備品 その性質又は形状を変えことなく比較的長期間にわたって使用にたえる物。ただし、次に掲げるものは、消耗品とする。
 - ア 購入価格(生産、寄附等に係るものについては、評価額)が10,000円以下の物(図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出に供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。)
 - イ 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物
 - ウ 記念品、ほう賞品その他これに類する物
 - エ 阿見町職員被服等貸与規程(昭和45年阿見町規程第5号)に基づく職員の貸与品
 - (2) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消費される性質の物、使用により消耗又は破損しやすく比較的短期間に再度の使用に供し得なくなる物、飼育する小動物、種子又は種苗、報償費又はこれに類する経費によって購入した物品で贈与又は配布を目的とする物及び試験研究又は実験用材料として消費する物
 - (3) 動物 試験研究等に使用する小動物(消耗品として区分するもの)以外の動物
 - (4) 原材料費 工事又は加工等のため消費する素材又は原料
 - (5) 生産品 原材料品を用いて労力又は機械力により新たに加工又は製造した物及び産出物
 - (6) 不用品 不用の決定をした物品及び事務又は事業の施行過程において副生し又は発生した物品で供用の必要のないもの
- 2 前項に規定する物品の分類は、別表第6の基準に従い、その種類ごとに細分類するものとする。

財務規則第243条第2項にもあるように、物品の分類はさらに細分されるようになる。

また、物品の定義にある「動産」であるが、これは一般的に不動産を除く有体物の全てを指すものとされている(民法(明治29年法律第89号)第85条及び第86条)。

すなわち、財産的価値を有する動産であり、現金、公有財産又は基金のいずれにも該当しないものを物品といい、そのうち長時間にわたって使用できるものを「備品」とし、短期間で使用されるものや再使用ができないものを「消耗品」としているといつてよい。

本監査においては、これら備品等の保管、更新、廃棄等の財務監査の対象とならない行政事務が適切に行われているかについて、現地視察及び書面審査による監査を実施したものである。

(1) 防災倉庫における備品等の保管状況について

阿見町内における防災倉庫は、指定避難所として指定されている公の施設等に対し、設置されている。本監査では、代表として阿見町立阿見中学校に設置された防災倉庫へ赴き、外観及び内部の保管状況を視察し、必要に応じ担当課に説明を求めた。視察及び説明により、次のような状態で保管されていることを確認した。

- ① 倉庫ごとの保管備品・消耗品は「防災備蓄倉庫内備蓄品保管一覧表」によって一覧が作成されており、倉庫内に入ってすぐに確認できる位置に備え付けられていること。
- ② 夜間の開放にも耐えられるよう、倉庫内に入ってすぐに点灯可能な非常灯が備えられていること。
- ③ 発電機等の財産的価値の高い備品は、チェーンなどにより固定され、容易に持ち出されないように盗難防止措置を講じていること。
- ④ 発電機等の機器については、1か月から2か月間隔を目途に職員が倉庫に赴き、動作確認を行っていること。

視察後、書面及び聞き取りによる監査を実施した。担当課における説明は、次のとおりである。

- ① 本町における防災倉庫は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、町内の全指定避難所へ設置をしたものである。
- ② 設置の際は国の補助を受け、高い断熱性及び耐久性を持つものを選定し、積雪・台風等による強風・震災と同等の震度の地震に耐えうるものとしている。このことにより発電機等の資器材、非常食等の備品を安全に保護できるように備えている。

以上のことから、概ね適切に保管・更新を行っていることを確認した。

ただし、ガソリンを使用する発電機については、ガソリンの保管方法等、その取扱いが難しい点が見られるため、今後、ソーラー発電機等の管理が容易な資器材への転換を行うことを前向きに検討されたい。

(2) 備品台帳の整備について

本町における備品の管理については、備品台帳を備えて記録し、常に備品の状況を明らかにしておかなければならないものとされている(財務規則第258条第1項)。

あわせて、その備品の所管が明らかとなるよう、標識を付すか、これに相当する方法による表示をすることを義務付けている(財務規則第258条第2項)。

このことに鑑み、取得した備品に係る台帳の備え付け、備品シールその他の標識の表示状況について、聞き取り及び書面による監査を実施した。

備品の取得状況の把握については、(1)で確認した「防災備蓄倉庫内備蓄品保管一覧表」によって行い、備品シール等の標識の交付を行っていることを確認した。

このうち、備品台帳の備え付けについては、避難所ごとに「防災備蓄倉庫内備蓄品保管一覧表」の記載方法が異なることや、当該一覧表に取得金額や耐用年数、更新時期の目安等の記載がないことは、適切に備品を更新し、廃棄するにあたり適切であるとは言えない。防災倉庫ごとに備え置く「防災備蓄倉庫内備蓄品保管一覧表」については、それらの表記は不要だが、所管課が備えるべき台帳には必要と判断されよう。

今一度、所管課が備え置くべき台帳について、その記載内容等について見直しを検討されたい。あわせて、倉庫ごとではなく、備品の区分別に備えることを検討されたい。

(3) 消耗品の使用期限の管理について

(2)の確認にあわせて、消耗品の管理について、取得、保管、更新及び廃棄の状況を聞き取り及び書面による監査を実施した。

消耗品のうち、食糧品については、「防災備蓄倉庫内備蓄品保管一覧表」に賞味期限を記載し、当該期限到達の3か月前を目途に更新している旨説明があった。更新に伴い不要となる食糧品については、賞味期限到達前に行われる自主防災組織の活動時に参加記念品等として配布し、食品ロス等の防止に努めていることを確認した。この点については、昨今のSDGsの観点などからも、有意義な取り組みであるといえよう。

一方、食糧品を除く消耗品については、(2)で指摘した備品と同様、使用期限等の表示がないため、更新時期の目安が明らかとなっておらず、更新手法などを安定して職員が引継ぎ、行える状態にあるとは言えない。備品台帳と同様、更新時期などを所管課で把握するための一覧を別途設けるなど、改善策を講じることを検討されたい。

8. 総 括

災害大国といわれる我が国において、日頃より災害に備えることは非常に重要な意味を持つ。特に、昨今においては、過去に起こりえなかった時期に発生する災害も少なくない。令和5年6月豪雨や、令和6年能登半島地震と、大規模災害は頻繁に発生し、その都度大きな人的・物的損害が生じ、いまだ大きな爪痕を残している地域も少なくない。これまでの想定を超えた災害に対し、行政として適切に対応することが求められつつある。

幸いにして、本町においては災害による大きな被害を受けてはいないが、令和5年6月豪雨時には、道路冠水による一時的な交通網の麻痺が生じ、避難所へ避難した住民がいたことも事実である。このような状況の中、日頃より防災意識を醸成し、有事の際に適切な対応をすることが、本町でも求められていることはいうまでもない。

これらの防災施策の一つとして、防災備品・消耗品の適切な管理は、大変大きな意味を持つものである。防災意識の醸成だけでは有事の際に活動できず、活動訓練を行っても物資がなければ実効性はない。「備えあれば憂いなし」の言葉のとおり、日頃の備えが何より重要となるといえる。当然、それらの物資が使用できる状態でなければ意味を持たず、日々更新を適切に行えていることが前提である。

よって、本監査は、有事に適切に防災備品・消耗品を活用できるか否かに主眼を置いて実施した。結果、いくつか指摘事項があったものであるが、おおむね適正に管理がなされており、有事の対応も十分に可能であると判断したものである。今後も、住民の安全・安心の確保のため、継続して現体制を維持しつつ、よりよい改善策を講じるようお願いしたい。